

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
(1) いまこそ思い切ったPCR検査拡充で感染拡大の封じ込めを

【質問要旨】

- ・ 検査体制のさらなる強化について見解を伺う。

【答弁要旨】

もりやひろこ
守屋裕子議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ」のお尋ねのうち「いまこそ思い切ったPCR検査拡充で感染拡大の封じ込めを」についてでございます。

現在、国の基本的対処方針に基づき、全県の高齢者・障害者入所施設の職員を対象にPCR検査を実施しているところであり、既にほとんどの施設が4回目のPCR検査を行っている段階でございます。

今後、検査対象を通所施設に拡大していくため、必要な予算を今議会にお諮りをしているところでございます。

これらの福祉施設はクラスターの発生確率が高く、感染の拡大を防ぐ観点から検査を実施しているものであります。

また、感染拡大の予兆を把握するために職場や駅等でのモニタリング検査も行っており、今後も、必要に応じた検査の拡大に取り組んでまいります。

【答弁者】 福祉部長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年6月21日	【質問議員】 守屋 裕子 議員
---------------	----------------	--------------------	--------------------

【質問事項】

1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
(1) いまこそ思い切ったPCR検査拡充で感染拡大の封じ込めを

【質問要旨】

- ・ 現在実施している定期的な検査の結果を伺う。
- ・ 保育所や学童、放課後等デイサービスのような子どもたちと密着しケアを行う職種については早急に定期的検査対象にすることについて伺う。

【答弁要旨】

御質問1 「検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ」の(1)「いまこそ思い切ったPCR検査拡充で感染拡大の封じ込めを」についてお答えを申し上げます。

まず、現在実施している定期的な検査の結果についてでございます。

県では、令和3年1月下旬から2月中旬にかけて、感染者の多い12の市の高齢者入所施設の職員を対象にPCR検査を行いました。

その後、国の基本的対処方針に基づき、政令市、中核市を除く全県の高齢者・障害者入所施設の職員を対象にPCR検査を行っております。

6月20日現在、延べ243,048人が検査を受検し、高齢者入所施設で33人、障害者入所施設で5人の合わせて38人の陽性が判明しており、陽性率は0.02%となっております。

次に、「保育所や学童、放課後等デイサービスのような子どもたちと密着しケアを行う職種については早急に定期的検査対象にすることについて」でございます。

県では、国の基本的対処方針に基づき、利用者の重症化リスクが高い高齢者施設等の職員に対して重点的・集中的にPCR検査を行っております。保育所や放課後児童クラブ、放課後等デイサービス等の職員については、今後同様に、国の方針に基づき、適切に対応してまいります。

【答弁者】 保健医療部長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年6月21日	【質問議員】 守屋 裕子 議員
-----------------	----------------	--------------------	--------------------

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
(1) いまこそ思い切ったPCR検査拡充で感染拡大の封じ込めを

【質問要旨】

- ・ 定期的な検査をエッセンシャルワーカー全体に広げることについて伺う。
- ・ 広島方式の導入について伺う。

【答弁要旨】

御質問1「検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ」についてお答えを申し上げます。

まず、(1)「いまこそ思い切ったPCR検査拡充で感染拡大の封じ込めを」のお尋ねのうち、定期的な検査をエッセンシャルワーカー全体に広げることについてでございます。

エッセンシャルワーカーは社会の機能を維持するために欠かせない方々であり、こうした方々が感染することは、社会生活に多大な影響を与えるものと認識しております。

現在、県では感染拡大を防ぐため、クラスターの発生確率が高い高齢者施設や障害者施設の職員を対象として集中検査を実施しておりますが、エッセンシャルワーカー全体まで検査を広げることについては現時点では考えておりません。

エッセンシャルワーカーについては、ワクチンを優先的に接種することが必要であると考えております。

次に、広島方式の導入についてでございます。

本県においては、クラスター発生の確率が高い施設を対象とした集中検査を行っておりますが、無症状の方に幅広く検査を行うことについては現時点では考えておりません。

【答弁者】 【発言順位】 【質問年月日】 【質問議員】
知事 No.3 3年6月21日 守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
(2) 希望者全員のワクチン接種実施のために

【質問要旨】

- ・ 接種目標を 71.3%とした根拠と接種完了の定義を示していただきたい。
- ・ 県の方針を受け、接種計画の見直しを迫られる自治体も出ているが県としてどう調整を図り達成するつもりか見解を伺う。

【答弁要旨】

次に、「希望者全員のワクチン接種実施のために」の接種目標を 71.3%とした根拠と接種完了の定義についてでございます。

各市町村は、これまでの予防接種の実績などを踏まえて、接種目標を定め、その接種目標を達成するため接種計画を作り上げております。

71.3パーセントは、県が独自に設定したものではなく、各市町村が定めた接種目標を加重平均したものです。

市町村がそれぞれの目標を達成できれば、自ずと達成されるものであり、したがって調整を図る必要性は感じておらず、それぞれの市町村自らが定めた目標の達成を促してまいります。

次に、接種完了の定義について定められたものはありませんが、1回目の接種率の伸びがとどまり、2回目の接種率が1回目のそれとほぼ同数となったところが、接種完了と捉えることができると考えます。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
保健医療部長	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で新型コロナウイルス感染症収束へ
- (2) 希望者全員のワクチン接種実施のために

【質問要旨】

- ・ 今後の 64 歳以下の接種について県としての基本的方針を明確にしていただきたい。特に障害者への接種を急いでいただきたいがどうか。今後自治体をどう支援していくのか。
- ・ 大学及び職域での接種をどう進めていくつもりか見解を伺う。
- ・ 寝たきり高齢者をワクチン接種から取り残すことのないよう市町村を支援していただきたい。

【答弁要旨】

次に、(2)「希望者全員のワクチン接種実施のために」のお尋ねのうち、64 歳以下の接種の県としての基本的方針、障害者への接種及び自治体への支援についてでございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種について、国が接種の優先順位を示しており、高齢者の接種の次は、基礎疾患有する方、高齢者施設従事者を優先することが国から示されています。

県では、こうした基礎疾患有する方などに加えて、県民生活の維持に欠かせない業種の方、いわゆるエッセンシャルワーカーについても、一般接種の中でも、特に優先して接種をすべきと考えています。

この方針について、6月19日に、接種の実施主体である市町村とWEB会議を開催し、知事から市町村長に向けて、県の考え方や市町村との役割分担などについて説明をし、考え方を共有したところでございます。

また、県としても、県内4か所に大規模接種会場を設置し、エッセンシャルワーカーを県自ら接種することで、ワクチン接種の実施主体である市町村を支援してまいります。

障害者へのワクチン接種につきましては、障害者のうち高齢の方については7月末までの接種完了を目指として取り組んでいるところです。

高齢でない障害者の方のうち、重度心身障害者の方、重い精神疾患や知的障害のある方などは、基礎疾患などをお持ちの方として整理されており、優先接種の対象となっております。

県では、高齢者の接種に続いて、基礎疾患のある方やエッセンシャルワーカーの接種が速やかに開始されるよう、接種券を7月末までに全ての接種対象者の方に配布するよう市町村に要請しております。

障害や基礎疾患をお持ちの方につきましては、接種券がお手元に届きましたら、状態を把握されている、かかりつけ医や身近な医療機関に御相談いただき、速やかに接種していただくようお願いしたいと思います。

次に、大学や職域での接種をどう進めていくつもりかについてでございます。

議員お話のとおり、大学や規模の小さい企業が職域接種を行う際には、様々な課題がありますが、特に医師の確保が難しく、断念されるケースもあるかと思います。

独立行政法人労働者健康安全機構が運営する地域産業保健センターでは、従業員 50 名未満の小規模事業場に対し、保健指導などを無料で提供しており、ここに登録産業医の多くは都市医師会の医師と伺っております。

そこで、県では、「地域産業保健センター」の登録産業医を含め、市町村の接種に影響がない範囲で、小規模事業場の職域接種に、都市医師会の先生方のご協力がいただけないか、県医師会と相談してまいります。

次に、寝たきり高齢者をワクチン接種から取り残さないための取組についてでございます。

市町村では、いわゆる寝たきりの高齢者にそれぞれ工夫を凝らして対応しています。

例えば、加須市では、介護認定、障害者手帳を持っている高齢者を把握し、そうした方々に接種が可能な主治医がいれば、往診時などに接種を、いない方には、往診に協力いただける医療機関を募り調整する方針です。

こうした取組を好事例として全ての市町村に共有するとともに、県としては、引き続き県医師会と協力し、個別接種を行う医療機関の掘り起こしを行う中で、巡回接種が可能な医師の掘り起こしも実施してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
- (3) 東京五輪・パラリンピックは中止し、コロナ対策に全力を

【質問要旨】

- ・ 子どもたちの東京五輪・パラリンピック観戦動員、聖火リレーの中止を決断するとともに、国に対し、東京五輪・パラリンピックの中止を求めていただきたい。

【答弁要旨】

次に、「東京五輪・パラリンピックは中止し、コロナ対策に全力を」についてでございます。

子供たちの競技観戦は、安心安全に実施できることが前提です。

観戦に際し、マスク着用などの徹底を求めるほか、貸し切りバスによる来場にも柔軟に対応するなど、感染症対策にしっかりと取り組むとともに、市町村の意向を確認しながら実施ができるよう努めてまいります。

聖火リレーは、観覧者の密を回避するため、想定されるリスクを特定の上、最小限にすることを前提とし、実施を検討しているところです。

そのため、県民に対するインターネットでの観覧の呼びかけを行うことや、組織委員会に対し沿道でのグッズ配布見直しの申し入れを実施してまいります。

修正済

オリンピック・パラリンピック課

判断の時期である今月末まで、聖火リレーを共催する組織委員会と協議を行ってまいります。

大会の開催につきましては、IOC、IPC、東京都、組織委員会、国が判断をする権限を有しております。

東京都に次ぐ会場を有するホスト県として、県民の安心と安全を守ることを最優先に、国や組織委員会等と緊密に連携を取り、万全の準備を進めたいと思います。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
(4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める

【質問要旨】

- ・ 学生支援を行う横断的な組織を立ち上げるべき。
- ・ コロナ禍の中でジェンダー平等と女性の貧困問題についての認識を伺う。

【答弁要旨】

次に、「学生・女性の貧困への緊急対策を求める」のうち、学生支援を行う横断的な組織を立ち上げるべきについてでございます。

学生を含め若者は日本の宝であり、私は誰もが未来に向けて夢と希望を持って人生を歩んでいただきたいと考えております。

しかし、コロナ禍により、親の支援が受けられなくなるほか、アルバイトの仕事が無くなる、学校で授業を受ける事ができなくなるなど、孤立・健康面など様々な支障が生じ、コロナ禍の長期化により深刻さが増しています。

こうした状況を受け、県では学生向けのチラシを作成して、県内182の大学や専修学校等に配布し、相談先や支援制度をお知らせしてまいりました。

コロナ禍のような全県対応が必要な分野においては特に、対象を限定した専門部署を新設するというよりも、それぞれの専門分野から多面的・多角的にとらえつつ組織横断的に施策を検討することが適切であると考えます。

そのため、今年度「コロナ禍における県内大学生のアルバイトマッチング支援」として、企画財政部と産業労働部が協力して県が実施する事業において県内大学生を積極的に雇用する仕組みを作ったところであります。

今後も、庁内での連携強化に努め、若者に対する機動的かつ実効性のある支援策を講じてまいります。

次に、コロナ禍の中でのジェンダー平等と女性の貧困問題についての認識についてでございます。

我が国には、そもそも女性が貧困に陥りやすい社会構造がございます。

家事や育児などの多くを女性が担っている現状があり、就業が途切れやすい上、非正規雇用の率が高いため、男女間の賃金格差が大きい状況にあります。

この背景には、「男性は仕事、女性は家庭」、「主な稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがあると思います。

今回、コロナ禍の影響により、女性の就業が多いサービス業が打撃を受け、非正規雇用者を中心に「女性不況」に陥り、女性の貧困問題が顕在化したのではないかと考えています。

女性が経済的に自立し、貧困を解消していくためには、性別にかかわらず自分の意欲や能力を発揮できる、ジェンダー平等の実現が不可欠だと思います。

私は就任以来、女性活躍を「共生社会プロジェクト」の重要なメルクマールの一つとして推進しています。

就業面では、女性の起業家や管理職の増加に向けたキャリア支援なども行ってまいりましたが、特にコロナ禍においては働き方が大きく変わるにあたり、テレワークなど多様な働き方の推進による女性支援、更には「女性不況」に対応すべく、正規雇用化への支援などに取り組んでまいります。

政策決定過程への参画については、県庁において女性職員の管理職の登用や、県政への意見をいただく審議会委員への更なる女性登用などを進めています。

ジェンダー平等を通じ女性の貧困問題の解消を図り、女性活躍がポストコロナの新たな日常となるよう尽力してまいります。

【再質問・再々質問用】

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
- (4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める

【再質問要旨】

担当する部局を作るべきでないか。学生を担当する部署が県庁内に無い。もう一度答弁願いたい。

【再答弁要旨】

守屋裕子議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほど御答弁させていただいた意図としましては、まず第一に守屋議員御指摘のとおり、学生に対する支援、取組の重要性、ここについてはまったく同感でございまして、共有をしており、特にこのコロナ禍において、大変厳しい状況に置かれている学生に対する取組は不可欠と考えております。

他方で、そのような中で御指摘いただきましたチラシに加えて、例えば県内の大学生が特に非正規分野での雇用が失われている一環として、アルバイト先がない、あるいは収入が絶たれている、こういった状況があるためにマッチングを行わなければならないという思いから、今回施策を講じましたが、その際には部がなくとも企画財政部と産業労働部が協力し、そして県内の国立・県立、そして私立等の大学等、適切な枠組みを作る事ができました。

このように実効性を確保する事が大切と考えておりますので、まずはこの段階では実効的な仕組みを作ることができるかどうか、ここにまずは注力をさせていただきたいと考えており、仮にそういったことが組織としてできないのであれば、改めて検討させていただきたいと思っております。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
総務部長	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
(4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める

【質問要旨】

- 私立専門学校生等の授業料減免を、長崎県と同様に本県でも実施するべきである。

【答弁要旨】

御質問1「検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ」の(4)「学生・女性の貧困への緊急対策を求める」のうち、「私立専門学校生等の授業料減免を、長崎県と同様に本県でも実施すること」についてお答えを申し上げます。

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、令和2年度から年収約380万円以下の世帯を対象に大学生、専門学校生の授業料等の減免、給付型奨学金の支給が開始されました。

県内にとどまらず広域的に選択されている大学、専門学校等の修学支援は、国のスキームに基づき実施されています。

県では、令和4年度に向けた国への要望において、「高等教育の修学支援新制度の拡充」として、所得基準や奨学金の給付額の引き上げなどを新たに盛り込みました。

意欲ある若者が経済的な理由で進学を断念することが無いよう、引き続き、国に支援の拡充を求めてまいります。

【答弁者】 福祉部長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年6月21日	【質問議員】 守屋 裕子 議員
---------------	----------------	--------------------	--------------------

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
(4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める

【質問要旨】

- 「学びの継続のための学生支援緊急給付金」などの制度の拡充を求め学生支援策について国へ要請することについて伺う。
- 県内市町村において始まっている生理用品の無償提供の取組について、県としても支援するべきと考えるが、考えを伺う。
- すべての県有施設において生理用品の無償提供を行うべきと考えるが、考えを伺う。

【答弁要旨】

次に、(4)「学生・女性の貧困への緊急対策を求ることについて」お答えを申し上げます。

まず、学生支援策の国への要請についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、学生の不安は、生活全般、学業、就職、健康など様々な分野に及ぶものになっています。

県では、これまで、学生も含め、生活にお困りの方に対し、資金や住まいなど様々な支援を行ってまいりました。

コロナ禍で学生が経済的な理由で学業を こころざしなか 志 半ばで断念するようなことがあってはなりません。

未来を担う学生たちが安心して学生生活を送ることができるよう、その支援策について、関係部局と連携し、国へ積極的に要望してまいります。

次に、県内市町村の生理用品の無償提供の取組に対する県の支援についてでございます。

本年5月に実施された内閣府の調査によると、県内では31市町において生理用品を配布していますが、生理用品が用意できないため配布していない市町村もあります。

このため、県が防災基地などに災害用として備蓄してある生理用品を、市町村へ提供することといたしました。

現在、市町村に提供希望の打診を行っており、配布に向けた調整を始めたところです。

次に、すべての県有施設における生理用品の無償提供についてでございます。

生理の貧困問題で大切な視点は、真に必要としている方へしっかりと配布すること、単に配布で終わらせるのではなく他に抱えている困りごとについて把握し、必要な支援に繋げる機会とすることです。

この対応の一環として、教育委員会では女子生徒が在籍する県立学校の全校に生理用品を配備することといたしました。

また、県の男女共同参画を推進する拠点施設であり多くの女性が訪れる「With You さいたま」にも配備をしたところです。

さらに、県所管である町村部の自立相談支援窓口に配備するとともに、各町村の社会福祉協議会にも配備する準備を進めております。市の自立相談支援窓口に対しては配備を依頼します。

生理の貧困は単に経済的な問題だけではなく、女性の尊厳にかかわる重大な問題です。

根本的な問題解決には様々な課題がありますが、できることからしっかりと対応してまいりたいと考えております。

【答弁者】 知事	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年6月21日	【質問議員】 守屋 裕子 議員
-------------	----------------	--------------------	--------------------

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
(5) 感染症等緊急事態に対処できる県職員体制の構築を

【質問要旨】

- ・ 200時間という労基法の規制のはるか上を行く時間外勤務を根絶すべきと考えるが見解を伺う。
- ・ 200時間を超える職員の部署に対し、早急な対策を講ずべきと考えるが決意を伺う。
- ・ 県民あたりの職員数を平均規模に引き上げてほしいが、決意を伺う。

【答弁要旨】

次に、「感染症等緊急事態に対処できる県職員体制の構築を」の200時間という労基法の規制のはるか上を行く時間外勤務の根絶についてでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応という未曾有の緊急事態とはいえ、職員にこれほどまでの時間外勤務をさせてしまっていることについては、大変心苦しく思っています。

新型コロナウイルス感染症のような感染症対策の現場では、これで十分といったものではなく、職員は、一人でも多くの県民の命を救うために、日々懸命に業務に従事しています。

職員が心身ともに健康な状態で業務に従事できるような勤務環境を整えることは私に課せられた責務であり、職員の使命感や頑張りにのみ支えられた業務体制は持続可能なものとはなりません。

そのため、必要に応じて応援職員を増員するなど、現場の職員の負担を少しでも軽減させるような取組を継続して行っているところです。

今後も、職員の負担を軽減し、時間外勤務の軽減につながるよう努めてまいります。

次に、200時間を超える職員の部署に対する早急な対策についてでございます。

令和3年4月1日付で、時間外勤務が月200時間を超える職員が所属する課所については全ての課所で定数の増員を行っているところであります。

また、保健医療部においては保健所の保健師を過去最多となる38人増員するなど組織体制の充実を図っています。

新型コロナウイルス感染症に関する業務は感染者数や県が実施する様々な対策に応じて業務量が随時変化するため、柔軟に対応できる部局横断的な全庁応援体制を継続的に敷いているところであります。

4月以降も埼玉県高齢者ワクチン接種センターの開設・運営など必要に応じて応援職員を増員しており、現在、約130人の応援職員を保健医療部に配置しています。

さらに、保健所において、電話相談や健康観察業務などに従事する民間派遣看護師を増員するなど職員の負担軽減に努めています。

このような取組により、今年の1月と4月の時間外勤務の状況を比較すると、感染症対策課で一人当たり月平均で22パーセント、保健医療政策課で32パーセント、熊谷保健所で67パーセント縮減をしたところであります。

なお、6月から新たに民間企業人材を会計年度任用職員として受け入れ、保健医療部の体制強化を図っているほか、宿泊療養施設における運営業務委託を更に進めるなど職員の負担軽減に努めてまいります。

職員が心身の健康を維持し、その持てる能力をいかんなく発揮することは県民サービスの向上にもつながります。

引き続き、こうした職員の負担軽減に資する取組を何層にも重ねて実施し、時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

次に、職員数の規模についてでございます。

本県の県民1万人あたりの一般行政部門の職員数は11.4人となっております。

全国平均は23.5人ではありますが、地理的条件や交通の利便性、行政課題への対応など都道府県ごとに条件が異なっていることから、実情に応じた適正な定数管理が必要です。

また、地方自治法では、事務処理に当たり、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることや、常に組織及び運営の合理化に努めることが規定をされております。

そこで、定数管理にあたっては、新たな行政需要や重要課題に重点的に職員を配置する一方、業務のスクラップアンドビルドや執行体制の効率化など不断の見直しを進めております。

平均規模の職員数に引き上げをという議員の御提案ではありますが、不斷の行財政改革を推進した上で、新たに推進しているDXを見据えた働き方の変化も踏まえ、必要な課所には増員をするなど、引き続き適正な人員配置に努めてまいります。

【答弁者】 福祉部長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年6月21日	【質問議員】 守屋 裕子 議員
---------------	----------------	--------------------	--------------------

【質問事項】

- 2 子どもの最善の利益を求め児童虐待の解決を
(1) 家族の再出発にむけて保護者の支援強化を

【質問要旨】

- ・ 虐待対策における家族再統合の意義、そのための保護者支援をどのように考えているのか、児童相談所職員の中で家族・自立支援担当の体制を強化していくことについて。
- ・ 一時保護の解除にあたって審査を行う第三者組織について検討すべきと考えるがいかがか。

【答弁要旨】

次に、御質問2「子どもの最善の利益を求め児童虐待の解決を」の「(1) 家族の再出発にむけて保護者の支援強化を」でございます。

まず、虐待対策における家族再統合の意義についてですが、児童虐待防止法にも親子の再統合へ配慮することが明記されているように、児童は、可能な限り家庭の中で養育されることが望ましいと考えております。

また、そのための保護者支援ですが、まずは保護者との面接や家庭環境の把握を通じ、なぜ虐待するに至ったかを確認する必要があります。

そして、生活困窮や養育不安など、その主な原因に対して、福祉事務所や保健センターなどの関係機関と連携し、適切な支援を行ってまいります。

次に、家族・自立支援担当の体制の強化についてでございます。

児童虐待防止法の改正に伴い、県では令和2年度に保護者支援をさらに充実させるため、各児童相談所に児童福祉司及び児童心理司からなる、家族・自立支援担当を設置しました。

これらの職員は、家族支援プログラム作成のための研修や個別の事例について外部専門家の助言を受けるなど、家族支援体制の強化に努めています。

次に、一時保護の解除に当たって審査を行う第三者組織についてでございます。

一時保護は強制的に親子を分離する行政処分であり、家族に多大な影響を及ぼすことから、児童相談所では実施に当たって慎重にアセスメントを行い、組織的にその要否を決定しております。

今年4月に取りまとめられた国の一時保護の手続等の在り方に関する報告書の中では、一時保護に関する判断を第三者機関が行うことについては、その趣旨や効果、専門性の確保等の課題が指摘されています。

そのため、一時保護に関する第三者機関の関与については、引き続き国の検討の動向を注視してまいります。

【答弁者】 福祉部長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年6月21日	【質問議員】 守屋 裕子 議員
---------------	----------------	--------------------	--------------------

【質問事項】

- 2 子どもの最善の利益を求め児童虐待の解決を
(2) 児童養護施設などの虐待をなくすために

【質問要旨】

- 施設内虐待を根絶させるためにも、問題のあった施設には積極的に外部スーパーバイザーを入れるべきであると考えるが福祉部長の見解を伺う。
- 職員の悩みを聞き子供への対応を相談する外部相談員も置くべきと考えるが福祉部長の見解を伺う。
- 大分県同様、埼玉県においてもアドボケイト養成と派遣を行ってもらいたいが福祉部長の見解を伺う。
- 県内3か所しかない児童家庭支援センターを13か所ある千葉県並みにするべきと考えるが福祉部長の見解を伺う。

【答弁要旨】

次に、(2) 児童養護施設などの虐待をなくすためにのうち、外部のスーパーバイザーや相談員を入れるべきではないかについてでございます。

児童養護施設に入所している子供の約6割が虐待を受け、約3割の子供が何らかの障害を抱えているなど対応が難しい子供が増えています。

中には、自分の思い通りにならないと癪癪を起こしてしまい、職員に対して暴力をふるってしまう子供もいます。

そういう子供たちへの接し方や感情の受け止め方などに悩んでいる職員や経験年数が浅い職員が、思わず子供に手を上げてしまうというケースが発生してしまうことも考えられます。

力量のある外部の方が、スーパーバイザーとして職員を指導し、処遇力の向上を図り、あるいは、相談員として精神的なサポートをすることで施設の体制強化につながるものと考えます。

既に外部のスーパーバイザーや相談員の協力の下に、職員の資質が向上したり、施設内の子供が安定した生活を取り戻すなどの成果を上げている施設もございます。

これらの情報を他の施設にも提供し、外部のスーパーバイザーなどの活用を働き掛けてまいります。

次に、アドボケイト養成と派遣を行うことについてでございます。

アドボケイトは、行政機関などに対して子供の意見を代弁して表明するなど、子供の最善の利益を実現する上で重要な役割を担います。

国の有識者会議は、アドボケイトの配置などによる子供の意見表明権の保障やそのための権利擁護機関の整備等について、本年5月に提言をまとめました。

提言の中では、都道府県などへの配置の努力義務化を検討していくべきとする一方で、制度の仕組みについては様々な選択肢が示されており、引き続き制度化に向け議論される予定です。

アドボケイトの養成と派遣については、その前提となる国の制度設計を踏まえるとともに、大分県の先行事例も情報収集し、検討してまいります。

次に、児童家庭支援センターの設置数を千葉県並みにするべきではないかについてでございます。

児童家庭支援センターは、専門的な知識・技術を要する家庭からの相談や市町村への技術的助言を行うほか、要保護性のある児童や保護者の指導などを行う児童福祉施設です。

また、この施設は心理治療を目的とした親子カウンセリングやプレイセラピーなど、子供や家族への具体的な支援も通所で利用できます。

児童虐待や親の養育不安が増加している中、こうした施設を充実させていくことが子供や親の利益に繋がるものと考えます。

本県の児童家庭支援センターは、児童養護施設等に併設されています。

そこで県では、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に、児童家庭支援センターの設置を働き掛けてまいります。

【答弁者】 【発言順位】 【質問年月日】 【質問議員】

県土整備部長 No.3 3年6月21日 守屋 裕子 議員

【質問事項】

3 荒川調節池とJR川越線架け替えについて

【質問要旨】

- ・ 調節池の上流部で水位がどのように変化するのか
- ・ 上流地域の堤防強化や河道掘削は、どの程度の規模を想定しているのか
- ・ 調節池とJR川越線の荒川橋りょうの架け替えが完成するまでの間どのように決壊を防ぐのか

【答弁要旨】

御質問3「荒川調節池とJR川越線架け替えについて」のうち、「調節池の上流部で水位がどのように変化するのか、上流地域の堤防強化や河道掘削はどの程度の規模を想定しているのか」についてでございます。

国では、調節池の整備によって河道が狭まることにより、調節池より上流部において水位が上昇しやすくなるものの、洪水を安全に流すことができるよう、河道掘削など必要な対策を行うと聞いております。

調節池より上流部の堤防強化や河道掘削の具体的な規模については、現在、検討しているとのことです。

令和3年度は、開平橋上流の左岸側の無堤区間において、夏頃から暫定的な小堤整備を行うとともに、本堤整備のための用地調査等を実施する予定と聞いております。

次に、「調節池とJR川越線の荒川橋りょうの架け替えが完成するまでの間、どのように決壊を防ぐのか」についてでございます。

現在、国において荒川の改修が下流から順次進められており、堤防整備のためにJR川越線の荒川橋りょうの架け替えが必要ですが、橋りょうの架け替えには一定程度の期間を要するため、ソフト対策が重要となります。

具体には、豪雨が予想される場合、荒川の水位を下げるよう、令和2年度に締結した「治水協定」に基づく事前放流を実施し、荒川水系の国や県などが管理する8つのダムの容量を確保してまいります。

また、荒川上流河川事務所や各県土整備事務所、さいたま市や川越市の水防団体では、荒川の堤防の合同点検や水防訓練を実施し、洪水への備えを強化しております。

今後も、調節池の工事に当たっては、囲ぎょう堤の整備と併せて河道掘削や築堤など上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ、早期に効果が発現できるよう国に要望してまいります。

(710 / 722文字)

【再質問・再々質問用】

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
県土整備部長	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

J R 川越線荒川橋りょうの架け替え及び堤防整備が完了するまでの
9年間の対策について再度伺う。

【再質問要旨】

J R 川越線荒川橋りょうの架け替え及び堤防整備が完了するまでの9
年間の対策は如何か。再度伺う。

【再答弁要旨】

再質問にお答えを申し上げます。

荒川の改修は下流から順次進められており、橋りょうの架け替えを含
め、河川改修が完了するまでには多くの時間を要します。

そのため、国の改修、県の改修、順次進めさせていただきますので、
ハード整備については御協力いただきたいと考えております。

ご質問のあった、整備完了までの間の対策については、答弁のとおり、
ダムの事前放流や水防活動で対応してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
企画財政部長	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

3 荒川調節池とJR川越線架け替えについて

【質問要旨】

- ・ 架け替えの新設ルートなど具体的計画やスケジュールはいつ明らかにするのか伺う。
- ・ 架け替えと同時に複線化を図ることについて伺う。

【答弁要旨】

御質問3 「荒川調節池とJR川越線架け替えについて」のうち、架け替えの新設ルートなど具体的計画やスケジュールについてお答えを申し上げます。

JR川越線荒川橋りょうの架換の具体的計画やスケジュールは、荒川調節池事業の実施主体である国土交通省が決定するものでございます。

昨年11月に、県、国土交通省、さいたま市、川越市及びオブザーバーのJR東日本の5者による「JR川越線荒川橋りょうの複線化仕様での架換えに関する協議会」を設置いたしました。

その中で、国土交通省から、荒川調節池事業の進捗状況と今後のスケジュールについて説明がありました。

その際に示された資料によりますと、今年秋頃までに新設ルートを決定し、概略設計に着手する予定とのことでございました。

県といたしましては、今後も協議会等を通じて国土交通省から情報を収集し、事業の具体的計画やスケジュールの把握に努めてまいります。

次に、架け替えと同時に複線化を図ることについてお答えを申し上げます。

川越線の複線化につきましては、基本的には鉄道事業者であるJR東日本が判断いたします。

JR東日本としては、「今あるまちづくりの計画を踏まえても複線化の検討が必要な状況にはない」という考え方を示しております。

同社が複線化を検討するには、さいたま市及び川越市のまちづくりにより利用者を増加させる取組が何よりも必要です。

今年度、県では両市とともに、荒川橋りょうの複線化仕様に関する調査を実施し、関係5者による協議会において、橋りょうの複線化仕様での架換えに向けたあらゆる可能性を検討していく予定でございます。

今後、両市の意向を踏まえつつ、複線化の期待に応えるため、協議会での議論などを通じて、荒川橋りょうの複線化に向けて粘り強く交渉を行ってまいります。

【答弁者】 知事	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年6月21日	【質問議員】 守屋 裕子 議員
-------------	----------------	--------------------	--------------------

【質問事項】

- 4 自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ
(1) CO₂を減らすために、森林を伐採する矛盾解決へ、厳しい促進区域基準設定を

【質問要旨】

- ・ 生態系保護協会の指摘をどのように受け止めるか見解を伺う。
- ・ 改正温対法にもとづく促進区域の設定に関する基準決定にあたり、国の動向まちにせず林地を設定しないなど、環境や地域への配慮を徹底してほしいが、見解を伺う。
- ・ 自然公園など絶対に開発をすべきではない地域を設定してほしいが、見解を伺う。

【答弁要旨】

最後に、「自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ」のお尋ねのうち、「CO₂を減らすために、森林を伐採する矛盾解決へ、厳しい促進区域基準設定を」の生態系保護協会の指摘をどのように受け止めているかについてでございます。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、極めて高い温室効果ガスの削減目標が掲げられています。

これまでもFIT、フィードインタリフ、いわゆる固定価格買取制度の経済的インセンティブなどにより、太陽光発電の導入容量は世界第3位でございますが、更なる再生可能エネルギーの拡大が必須となっています。

一方で、導入コストが比較的低く、導入のポテンシャルの高い太陽光発電に偏った結果、地域住民や環境団体が親しんでいる里山などに設置されているものもあり、災害リスクや生態系への影響などの点から反対の声も寄せられております。

再生可能エネルギーの拡大には、地域で丁寧に合意形成を図っていくことが大切だと考えています。

次に、改正温対法にもとづく促進区域の設定に関する基準決定にあたり、国の動向まちにせず林地を設定しないなど、環境や地域への配慮を徹底してほしいが、どのように考えるかについてあります。

促進区域の設定に関する基準については、環境省令に定める基準に則して、県が地球温暖化対策実行計画において定めることができます。

今後示される環境省令に則して、有識者の意見も伺いながら、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮した基準となるよう検討してまいります。

次に、自然公園など絶対に開発をすべきではない地域を設定してほしいが、どのように考えるかについてあります。

開発行為については、森林法に定められる保安林や都市緑地法に定められる特別緑地保全地区など様々な法令で規定をされています。

議員お話しの自然公園については、法令に基づき、特に優れた風景を有する地域を特別地域に指定し、開発行為等を規制をしております。

しかしながら、特別地域内であっても、学術研究などの目的がある場合には、太陽光発電施設の設置が認められることもあります。

こうしたことから、一律に絶対開発すべきではない地域を設定することは難しいところではありますが、それぞれの法令に基づき適切に対処をし、判断をしたいと思います。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 4 自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ
(2) 県内最大の小川町のメガソーラー計画に県は厳しい意見書提出を

【質問要旨】

- ・ 地域と再生可能エネルギー共存に対する小泉環境大臣の発言に対する見解を求める。
- ・ G7気候・環境大臣会合における笹川環境副大臣の発言に対する見解を求める。
- ・ 小川町地域における生物多様性をどのようにまもるのか

【答弁要旨】

次に、「県内最大の小川町のメガソーラー計画に県は厳しい意見書提出を」の地域と再生可能エネルギー共存に対する小泉環境大臣の発言に対する見解についてでございます。

小泉環境大臣は、再エネ全般に対するイメージが悪くなっている危機感と併せて、自然を破壊せずに太陽光や再生可能エネルギーを進めることができ大事である、と発言をされておられます。私もその通りと考えます。

今回の地球温暖化対策推進法の改正により位置付けられた地域脱炭素化を図る促進区域の制度は、こうした考え方から創設をされたものと理解しております。

次に、笹川環境副大臣の発言に対する見解についてでございます。

気候変動は生物多様性損失の大きなリスクの1つと考えます。

国連気候変動に関する政府間パネルの報告書においても、地球温暖化を抑えることは生物多様性損失リスクを低減させることにつながるとされています。

また、生物多様性を確保するために豊かな自然を保全することは、気候変動の抑制につながります。

私も、気候変動対策と生物多様性の保全により相乗効果が発揮をされるよう、それぞれの対策を進めてまいります。

次に、小川町地域における生物多様性をどのようにまもるのかについてでございます。

現在、小川町のメガソーラー事業については、事業者が生態系への影響を含めた環境影響評価の手続きを進めております。

事業者は、希少種保護のため、当初の計画より森林伐採面積を縮小するなど、出来る限り生息環境への影響を回避するよう見直すこととしております。

今後、適切な環境保全措置が図られるよう、専門家の御意見も伺いながら、事業認可権者である国にしっかりと県の意見を伝えてまいります。

なお、渡り鳥につきましてはその生態上、特定の区域だけでは保護を図ることが困難であることから、国において、その保全に係わるガイドラインが定められております。

県としては、渡り鳥の特性にも鑑みこのガイドラインに基づいた配慮がなされるよう、必要に応じて事業者に助言をさせていただきたいと思います。

(841字／785字)

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
環境部長	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 4 自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ
(2) 県内最大の小川町のメガソーラー計画に県は厳しい意見書提出を

【質問要旨】

- ・ 環境影響評価準備書に対する県の意見において、多数の住民意見書を尊重し、説明会の再開催と住民に誠意をもって対応すべき明記することについて伺う。

【答弁要旨】

御質問4「自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ」の(2)「県内最大の小川町のメガソーラー計画に県は厳しい意見書提出を」についてお答え申し上げます。

環境アセスメント制度は、開発事業の実施に当たり、予め事業者自らが、環境への影響について評価し、住民から意見を聞いた上で、環境保全の観点からよりよい事業計画にするものです。

本件は、環境影響評価法に基づき、国が関係自治体などの意見を踏まえ事業者に勧告を行います。

県としては国への意見の提出に当たり、今後、公聴会を開催し、住民の方々を含め広く意見を伺うとともに、関係4町村にも意見照会いたします。

また、有識者で構成する環境影響評価技術審議会に諮詢し、答申をいただきます。

これらの様々な意見を踏まえ、環境保全の観点からよりよい事業計画となるよう県としての意見を取りまとめてまいります。

(380字／380字)

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

4 自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ

(3) 太陽光発電施設の適正な設置を求める条例制定を

【質問要旨】

- ・ 県としても、すぐれた条例に学び独自の規制条例を制定すべきでないか、見解を伺う。

【答弁要旨】

次に、「太陽光発電施設の適正な設置を求める条例制定を」についてでございます。

県では平成28年度にガイドラインの雛形を市町村にお示しし、作成を促してまいりました。

国は平成29年にFIT法を改正し、事業者は市町村の定めるガイドラインの遵守に努めるよう明記が行われました。

県内では、29の市町村がガイドライン等を策定し、計画の概要が明らかになった早い時点での住民説明会の実施を事業者に求めるなど、一定の効果を挙げてきております。

県が条例により一律に規制を行うことは、山間地から田園地帯など様々な地域があり、その景観や利用の形態が多様性に富んでいることから適当でないと考えています。

現在、県内では3つの市町がそれぞれの地域の実情に応じ条例を策定しており、その策定に際し県は助言などの支援を行ってまいりました。

今後も引き続き、地域の与件に寄り添う形で市町村からの相談に丁寧に対応するなど、太陽光発電による乱開発防止に努めてまいりたいと考えております。

修正済

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 4 自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ
(3) 太陽光発電施設の適正な設置を求める条例制定を

【再質問要旨】

- ・ 県が条例を策定しないのか

【答弁要旨】

それから、2つ目の御質問でございますが、太陽光発電施設の適正な設置を求める条例の制定をでございます。

先ほど申し上げた条例の制定に関しましては、太陽光発電の設置と維持管理を目的とする条例がこれまでいくつかの県でも設置をされてまいりました。

また、国が県で条例を設置してほしいという御指摘でございましたが、仮に山間地や田園地域など様々な地域があって多様性に富んでいることから我々は県としてではなく市町村でという話をしましたけれども、仮に一律に規制することができるのであれば国が法律を作って規制をするべきだと私は考えます。

やはり、地域ごとに丁寧に対応をすることであれば我々としてはガイドラインを作るということが大切であり、市町村がそれぞれに判断を地域特性に応じて検討するべきだというふうに考えております。

